

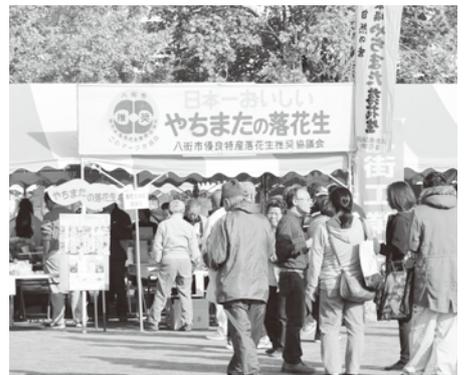
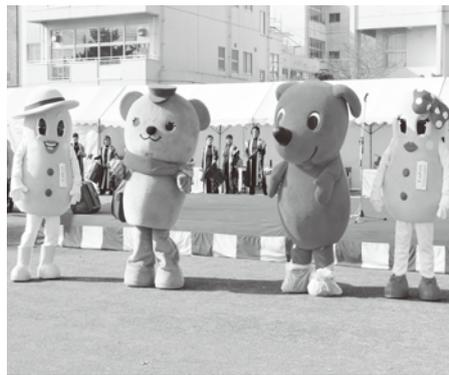
八街市 農業委員会だより

第34号
2017年1月発行

編集・発行／八街市農業委員会

八街市八街ほ35番地29
☎443-1483(直通)

◆◆平成28年度 第39回八街市産業まつり◆◆



会長あいさつ

三須裕司

新年明けましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新年を迎えられ、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より農業委員会活動の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は局地的な豪雨と長雨により、例年になく異常気象に悩まされ、本市においても多くの農作物やビニールハウスなどに被害が生じました。被害を受けられました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

さて、近年、農業政策の改革がめまぐるしく進み、昨年の四月には、改正農業委員会法が施行されました。これにより、農地の選出方法を促進するため、農業委員の選出方法を公選制から市長の選任制に変更され、また、新たに農地利用最適化推進委員が新設されました。なお、当市におきましては、現在の農業委員の任期満了(平成二十九年七月)後の委員から適用されることとなります。

農業委員会の組織・制度の見直しはありましたが、農業委員会の業務内容が大きく変わったわけではありません。しかしながら、こうした農業政策の改革が行われますと、農業委員会に課せられる役割はますます大きくなっていくと思っております。その重要性・必要性をしっかりと認識し、私たち農業委員会は本市の農業の発展のため、七月十九日の任期まで委員全員一丸となって、農家の皆様のために、一層の努力をして参る所存でございます。

皆様方におかれましても、本年が良い年でありますことをご祈念いたしますと共に、当委員会にご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のごあいさつといたします。

農業委員会 ホームページを開設しています。

八街市のホームページ
<http://www.city.yachimata.lg.jp>

八街市ホームページ、「市役所各課案内」よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。

掛け払い 定額積み立て
担い手積立年金



農業者年金で 生涯所得の確保を!

- あなたの老後生活への備えは十分ですか?
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

農業者年金 へは…

**国民年金
第1号
被保険者**
国民年金保険料
納付免除者を除く。

**年間60日以上
農業に従事**

60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

月々の保険料を大きくすることで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。



農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	加入年数	保険料月額 4万円の場合		保険料月額 6万7千円の場合	
		男性	女性	男性	女性
40歳	20年	男性	62万円	103万円	
		女性	52万円	87万円	
50歳	10年	男性	28万円	46万円	
		女性	23万円	39万円	

※この試算は、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.50%となった場合の試算です。制度発足以降13年間(H26まで)の運用利回りの平均は、年率3.00%です。予定利率は、毎年度農林水産省告示により定められ平成28年度は0.50%です。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金の特徴

税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります

保険料控除分の節税額(所得税・住民税)

課税対象所得	税率	保険料月額4万円 (年額48万円) の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円) の場合
195万円以下	15%	7万2千円	12万6百円
195万円超 330万円以下	20%	9万6千円	16万8百円
330万円超 695万円以下	30%	14万4千円	24万1千2百円



※保険料支払分で控除される所得税+個人住民税の額の試算です。保険料支払後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

年金資産の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
修正総合 利回り (%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78

平均運用利回り 年率で+3.00%

- 積立方式・確定拠出型の年金です。制度発足以降13年間の運用利回りは、年率で+3.00%です。運用益は非課税で年金原資として積上がります。
- 保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります！
農業者年金の保険料は2万円から6万7千円まで(千円単位で)加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。
- 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。
農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。(60歳からの繰上げ受給も可能です。) 仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給されます。
- 納められた保険料につきましては、途中で脱退されても脱退一時金はありません。将来、年金として支給されます。
- 脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

詳しくは…

農業者年金基金



<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

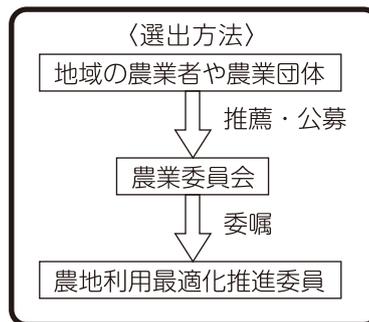
TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)



農地利用最適化推進委員が設置されます。

農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設します。

農業委員会は、地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、同時に公募も行い、区域ごとに農地利用最適化推進委員を委嘱します。



農地利用最適化推進委員が協力して活動します。

農業委員の役割

農業委員は、合議体として最終的な意思決定を行います。

- ・ 権利移動の許可
- ・ 転用許可申請の審議
- ・ 農地利用最適化推進施策への意見の決定 など

また、推進委員と協力して農地等の利用の最適化を推進します。



農地利用最適化推進委員の役割

推進委員は、担当地域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行います。

- ・ 担い手への農地集積・集約化
- ・ 耕作放棄地の発生防止・解消 など

また、農業委員と協力して現場確認を行うほか、農業委員会の会議で意見を述べます。

現在、在任している農業委員は、任期が満了する平成29年7月まで引き続き在任し、平成29年8月から新体制に移行します。

農地を貸したい、借りたいという意向がある方は
「農地中間管理事業」 をご活用ください！

農地中間管理事業とか、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地の所有者と農業経営者との間に「農地中間管理機構」が立って農地の貸借等を行います。

(但し、農地の状況により、借り受けできないこともあります。)

農地中間管理機構は、「公益社団法人千葉県園芸協会」が千葉県から指定を受け事業を進めており、事業の中には、一定の条件を満たした農地の出し手(農地を貸した方)には支援も行ってまいります。

農地を貸したい、借りたいという意向がある方は、下記までお問い合わせ下さい。

○相談または、お問合せ先

公益社団法人千葉県園芸協会 (TEL043-223-3011) 又は、市役所農政課 (TEL043-443-4102)



～農業・農政の情報誌～ 全国農業新聞を購読しましょう

○毎週金曜日発行

○購読料 1ヶ月 700円

※お申し込みは、農業委員または農業委員会事務局